

25 契 第1281号
平成25年9月4日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

工事の中間前金払制度の新設について（通知）

このことについて、東日本大震災に伴い、受注者の着手資金の確保、下請け企業等への早期支払確保、業務の適正かつ円滑な施行を目的として、市発注工事等の前払金の割合の引上げを行っていますが、より受注者の資金調達の円滑化を図るため、下記のとおり、工事の中間前金払制度を新設しましたのでお知らせいたします。

記

1. 中間前金払制度の概要

(1) 対象

請負代金額 500 万円以上の工事(前払金対象の工事とします。)

(2) 適用要件

- ① 前払金の支払を受けていること(部分払のある工事も含みます。)
- ② 工期の2分の1を経過していること
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること

(3) 割合

請負代金額の 10 分の2以内の額とします。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計金額が請負代金額の 10 分の6を超えることはできません。なお、東日本大震災の特例に基づき、当分の間、「10 分の6」を「10 分の7」とします。

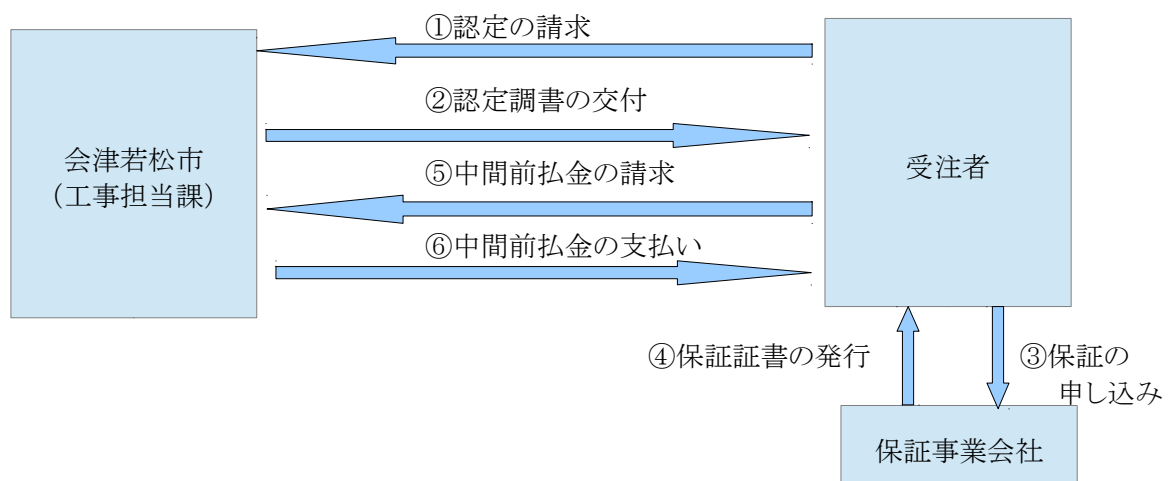
(4) 適用年月日

平成 25 年9月 12 日以降に公告又は指名(見積)通知を行う工事から適用します。

2. 支払手続きの流れ

- ① 認定の請求……受注者から工事担当課へ「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を提出
- ② 認定調書の交付……請求書提出後すみやかに、工事担当課から受注者へ「中間前金払認定調書」を交付
- ③ 保証の申し込み……受注者から保証会社へ「中間前金払認定調書」(写)を提出し、保証を申し込む
- ④ 保証証書の発行……保証会社から受注者へ「中間前払金保証証書」を発行
- ⑤ 中間前払金の請求……「中間前金払請求書」と「中間前払金保証証書」を工事担当課へ提出
- ⑥ 中間前払金の支払い…中間前金払請求書の受領後、30 日以内に中間前払金の支払い

【フロー図】



3. 改正した工事関係要綱等

- (1) 会津若松市財務規則
 - (2) 会津若松市建設工事請負契約約款
 - (3) 会津若松市建設工事請負契約規程
- 「中間前金払認定請求書」

「中間前金払認定調書」 の2様式を追加しております。

※これらの様式につきましては、9月12日以降に、市のホームページからダウンロードできます。

事務担当 契約検査課入札契約グループ 電話 0242-39-1217